

## 会議名 第2回 豊島区基本構想審議会 第1部会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	豊島区基本構想審議会 第1部会	
事務局(担当課)	政策経営部長長期計画担当課	
開催日時	平成15年9月19日(金) 18:30~21:00	
開催場所	豊島区役所議員協議会室	
出席者	委員	金井利之(東京大学助教授)、恒吉僚子(東京大学助教授)、宮崎牧子(大正大学助教授)、伊藤榮洪(教師)、三井菜摘(一般公募)、水島正彦(助役)、今村勝行(収入役)、二ノ宮富枝(教育長)、小林ひろみ(区議会議員)、木下広(区議会議員)、小林俊史(区議会議員)、本橋弘隆(区議会議員) 以上出席者11名(敬称略) 欠席者1名
	幹事	企画課長、財政課長、広報課長、行政管理課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、子ども家庭部長、保健福祉部長、池袋保健所長、区有財産活用担当課長、区民活動推進課長、管理調整課長、地域保健課長、生活衛生課長、健康推進課長、子ども課長、保育園課長、子育て支援課長、庶務課長、教育改革推進課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、中央図書館長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	(1) 新基本計画の分野別体系(第1部会担当分)について (2) 体系 「すべての人が地域で共に生きていけるまち」について	

### 1. 開会

事務局:

それでは、お時間になりましたので、ただいまより基本構想審議会第1部会、第2回目の会議を開催させていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、遅い時間にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。冒頭でございますが、悲しいお知らせをせねばなりません。実は、当審議会で大変ご尽力をいただいております、西沢委員でございますが、去る9月10日ご逝去されました。慎んでご報告を申し上げ、心よりご冥福をお祈りしたいと存じます。

本日のご欠席でございますが、森田委員はご欠席というご連絡をいただいております。それでは金井先生、よろしくお願い申し上げます。

### 2. 議事

金井部会長: よろしくおしいいたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、第1部会を開会させていただきたいと思っております。本日は、前回9月10日の部会に引き続き、新たな基本計画の政策・

施策の体系についてご審議をいただきたいと思います。今回は、政策の1番目の「地域福祉の推進」と、2番目の「高齢者・障害者の自立支援」についてご審議をいただき、それから3番目の「健康」の資料説明のところまで終わっているかと思います。1番目の「地域福祉の推進」については、前回の議論で事務局より再度少し整理した修正案をお出しいただくということになっております。また、2番目の「高齢者・障害者の自立支援」につきましても、Q委員さんのほうから修正のご意向も伺っているかと思います。したがって、これらにつきましてもそれぞれ修正案をお出しいただき、それをさらに後日審議を深めていきたいと思っております。そういうことで、きょうは3番目の「健康」の審議ということから入っていければと思います。

この部会の仕事といいますか、役割であります。前回の審議ではいろいろな政策あるいは施策の方向、さらに事務事業、事務量等々いろいろなレベルの議論を当然していかなければならないという面があるわけですが、逆にいうとそれが若干混乱した面をもたらしていたかもしれないわけでありまして、改めて議論の整理といいますか、確認をさせていただければと思います。既にご案内のとおり、この部会というのはとりあえず前半3回くらい、後半3回くらいということを用意しているわけですが、前半の3回では基本計画の政策レベル、政策として何が妥当であるか、あるいは施策の方向として妥当であるかというのを審議していただきまして、それを全体会上げることでありまして、全体会を挟みまして後半のほうでは事務事業の選択の妥当性、あるいは計画期間内の目標値についてご審議いただくと、このようなイメージになっているかと思います。

お配りいたしました資料の中に、「基本計画策定へのステップ」というA3の大きな図があるわけですが、それでいきますと、部会前半3回の審議というのは、政策と、それから施策の方向というレベルです。一番左側の「基本計画の体系」というのは、既に基本構想の段階で決まっているということになります。その後、より細かい施策の話、あるいは事務事業の話は後半で行います。それには当然部会からいったん全体会に戻しまして、そこで財政フレームを含めて考えていく。このような段取りになっているかと思うわけでありませぬ。

したがって、前半では政策、あるいは施策の方向というレベルで妥当であるかどうかということについてご審議をいただいて、その上でほかの政策レベルでの総合化であるとか、あるいは政策・施策の方向の組みかえ、どういふふうに整理していったらいいのかという比較的大きなレベルのお話をいただければと思っております。したがって、このようなイメージで3回になるか何回になるかわかりませんが、前半の話を審議いただければと思います。

若干前置きが長くなりましたが、早速3番目の「健康」のほうからご審議をいただければと思います。一応、本日の目安としまして、前回も大変長時間になって恐縮だったんですが、いろいろ時間の関係もありますが、政策の6番目の「子育て環境の充実」というところあたりまでご審議いただければと……。必ずしも通し番号ではないんですが、「子どもを共に育むまち」の(2)の「子育て環境の充実」、全体で通していくと6番目あたりまで何とかご審議できれ

ばと思います。そういう意味で、私としては会議の効率的な運営に努力してまいりたいと思うわけでありますが、このように全体のボリュームが大変多うございますので、ひょっとしますと2時間では終わらないこともあり得るかと思いますが、それに特段限定せずにご審議をお願いできればと思います。

「1(3)健康」について

金井部会長： それでは早速、本論の審議に入らせていただければと思いますが、3番目の「健康」のところにつきまして、ご質問・ご意見をいただければと思います。

Q委員： まず今の部会長さんの話を聞いて、この表でいえば、政策と施策の方向、ここをメインにいろいろ議論をしてくださいたいということだったと思うんですが、だからといって右側の部分は全く無視するわけでもなくともいいと私は思っているんです。そういう方向で発言させていただきたいと思います。

ちょっと思ったのは、3の「健康」のところで言葉がわからないというか、私も健康政策については医者ではないし、一般的なことはわかるんですが、ここで例えば「一次予防を中心とした生涯を通じた健康づくりを推進する」とあるんだけど、やはり調べてみないと言葉の正確な意味というのはわからないんだということがあります。私も調べましたから、一次予防というのは幼児からのいろいろな生活の習慣であり、二次予防というのは早期発見、早期治療みたいなことだとか、そういうのはわかったんですが、そういう面でわかりやすい表現になっているのかという疑問を私は感じたのがひとつ。

それと、新興、再興感染症対策というのもちょっと専門的なのもかもしれないとか、それからわかりにくかったのはNBCテロです。この表現は、どうなのだろうかと思ったりしたんですが、そういうことについての説明なり、そういうのはこの間はなかったと思いますので、お願いしてもいいですか。

金井部会長： ただいまのご意見についていかがでしょうか。

N委員： 基本計画の性格というのは、かねて豊島公会堂で森田先生がシンポジウムでおっしゃったように、概念法学ではないですが、いちいち概念のフレームをがちがちに固めて、言葉の一つ一つについて丹念に厳密に意義を確定していったら進めていくというのも審議の時間という面からはいかがでしょうか。ちょっと運営の問題に入ってしまうていきますが、ある程度新聞紙面なり、雑誌なり、マスコミを通じての了解可能な範囲内で受けとめて、どんどん議論を進めていったほうがいいのかという思いが私はあるんですが、ちょっと運営にかかった意見かもしれません。

金井部会長： 今、ご意見いただきましたが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

P委員： 簡単にさっきの文言をざっと説明していただければ。

金井部会長： 事務局からご説明いただけますか。

事務局(地域保健課長)：

専門的な用語の記述でございますが、事務局といたしましてもできるだけ区民にわかりやすい用語を使いたいというふうには思っておりますが、一部難しい用語があるというご指摘でございますので、それについてはまた今後最終的にどうするかということは詰めたいと思っております。

今お話にありました3点でございますが、一次予防はご指摘のとおり、い

いわゆる生活習慣予防のようなものを一次予防とっております。それから、新興、再興感染症、これは感染症いろいろございますが、新興というのは新しく出てきた感染症、再興というのはかつて流行していたものがまた再び出てくるというものをいっております。それから、NBCテロは、いわゆる核、それから生物兵器、化学兵器というのを総称してNBCといたしますが、地下鉄のサリン事件に代表されるようなテロによる健康被害に対応するという意味でNBCテロという用語を使っております。

金井部会長： ありがとうございます。今のご説明いただいたんですが、いかがでしょうか。

Q委員： 私もそういう意味では、この一次予防を中心としたやり方というのは大事だと思うんですが、だからといって厚生労働省のほうも二次予防はやらなくていいというわけではなくて、二次予防、いわゆる早期発見、早期治療という住民健診とか、がん検診とかありますよね。こういうこともきちんとやっていくのは、車の両輪とまではいえませんが、そういうことはやはり健康づくりの中では抜かしてはならないのではないかと考えているんです。右のほうに、想定される事務事業という中では、各種がん検診事業というふうに入っていますが、そこがこっぴばかり強調されて抜けてしまうことがないようなものでなければいけないのではないかと思います。

あと、もともと成人病が生活習慣病になって、呼び名が変わっただけではなくて、成人病というと大人になると誰でもなるんだけど、生活習慣病なら一定の改善はできるという概念が入るんだという方針ですが、それが自己責任に傾きすぎないように、本人が悪いんだから本人だけで治せ、みたいにならないようなことが必要かなというふうには思っているんです。それと前後しますが、健康診査事業についても今、無料ですが、これが手が抜かれて有料になったりしないような形で受けやすくすることは今後とも必要なのではないかと。ここについては、私はそんなふうには思っています。

あと、もうひとつすごく大事だと思っているのは、やはりこの間もちょっと言いましたが、これまで以上に精神保健の面ではいろいろな形で区が責任を持つ面が増えてきていると思うんです。今まで東京都がやっていたものを区のほうでやるようになってきている部分もあるし、こういう分野について、今、区はどんなことを考えているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

金井部会長： 今、ご意見と質問をいただいたのですが、まず最初に事務局のほうからは精神保健に関してはいかがですか。

事務局（地域保健課長）：

既存の事業いろいろございますが、特に就労の場の確保、あるいは生活の場の確保ということで施策を進めてきております。現在、共同作業場あるいはグループホームといった事業に対しまして補助金を出しているというのが中心になっております。今後進めていかなければいけないというのは、授産所とか、そういった施設につきましてはやはり今後充実していく必要があるだろうというふうには考えております。既存の事業をさらに充実するという方向で考えているところでございます。

金井部会長： ありがとうございます。ほかに何かご意見がございますでしょうか。せっかくの機会ですから積極的にご意見いただくとありがたいのですが。

P委員： 施策の方向等についてはここに書いてあるのをすべてやっていかないといけないんですが、ほとんどもう網羅されているんじゃないかという感じがするんです。特に、食の安全といいますか、狂牛病だとかいろいろ、要するに豊島区だけで独自でどうこうという問題ではなくて、国全体のそういった動きもあるんですが、いわゆる業者さんと住民との中間に立って、国だとか、東京都だとか、密に連携をしながら、すぐ対応できるような、ほかの分野についてもそうなんですが、最終的には地域の住民とのどういうタイアップがとれるかというのが一番大きな課題になってくるんじゃないかというのがまずひとつの考えです。

ほとんど網羅されていますので、方向的にはいいんじゃないかという気がしますが、やはり地域医療の充実等についても、小さい子どもさんを診る24時間の対応の医院なんかもこれからますます増えてくるような気がしますので、どう医療の連携をとっていくのかという、その辺が課題になってくると思います。特に気がついたところというか、私としては大体網羅されているんですが、よろしいんじゃないかという感じがします。

金井部会長： ありがとうございます。ほかの方、ご意見はいかがでしょう。政策と施策の方向という、どういう方向でいくか、どういう政策を進めていこうかという基本的な方向性を定めるということですが、いかがでしょうか。今、P委員から、基本的には大体こんなような方向で網羅されているのではないかというご意見をいただきましたし、あるいはQ委員からは、一次予防だけでなく二次予防もというご意見もいただいているわけですが。

F委員： ひとつは、こういう地域医療の充実の中でやはり高齢者の方が非常に区民の中で多くなっているという豊島区の特徴から見ますと、かかりつけ医とか、かかりつけの歯科医の地域の中での存在というのは大きいと思うんです。しかも、だんだん体が不自由になってきたりということなので、病院に行くことが難しくなってくるということもありますので、ぜひ往診などを積極的にできるような地域の中の医療体制というもの、これは小児の場合でもそういったことが必要であるので、高齢者だけということではなくて、一般的に開業医のお医者さんたちにそういう意識を持ってもらうような地域医療を充実させることは特徴になってくるのではないかと思います。

それからあと、こういういろいろな災害などの問題とか、いじめや何かの問題というのは、そのときの対応も大切なんですが、その後PTSDということがいわれているように、その後心のケアをどうやっていくかという問題も大変大きくいわれているので、そういったことが起こったときにアフターケアを十分にできるような体制づくりみたいなものにも目を向けていくこともあるのではないかと思います。

金井部会長： ありがとうございます。今のご意見、政策あるいは施策の方向としては、事務局としてはどういう位置づけになるんでしょうか。事務局、お願いします。

事務局（地域保健課長）：

ただいま地域医療の充実のほうで、ここですと施策の方向で「小児・母子医療体制の充実」という形で入ってございますが、高齢者も当然でございますので、施策の方向としてこちらのほうに位置づける方向で考えてまいりたいと思います。また、健康危機管理の部分におきましては、心のケアに対する問題ということでございます。その辺につきましても、この健康危機管理につきましましては新たな施策の方向出しでございますので、その辺も踏まえまして施策として立てていく方向で考えたいと存じます。

金井部会長： ある意味で、この施策の方向にそういうものがさらに含まれているという感じですね。ほかにはいかがでしょうか。

Q委員： 私もうひとつ実はありまして、アレルギーというのは結構いろいろ問題になって、子どもだけではなくて、花粉症なんかも含めると大人も随分入っていると思いますが、そういうものはどこに位置づけられるのでしょうか。

金井部会長： この点について事務局としてはいかがですか。

事務局（健康推進課長）：

ご質問のアレルギーでございますが、健康面から考えますと、の「多様化する保健課題への対応」の中に入るとは思いません。ただ具体的にはライフステージにしたがって、子どもさんでありますと、の1番の「母子保健の充実」の中に入るかと思ひますし、青年期以降でございますと、の「健康づくりの推進」にも一部入るとは思ひます。ということで、アレルギー対策だけを独立してここに載せますと、アレルギー疾患の予防には確かに健康面、医療面の問題もございまして、種類のほうは環境面という問題も非常に大きな要素でございますので、ここに挙げられました、から、あとの中に分散して入れていくのが適当かと考えております。

金井部会長： 今の点についていかがでしょうか。

Q委員： 確かに食べるもののアレルギーもあれば、さっき言ったように花粉症もそういう一種だとすると、これなどは杉が悪いのか、SPMではないのかとか、いわゆる粒子状物質がいけないんじゃないのかとかいわれているわけで、確かにいろいろな要素が入っているんですが、本当に区民の多くはこれで苦しんでいますので、どこかで明確に対策をとっていくことは今、必要なのではないかと思います。

それと、もうひとつちょっと指摘したいのですが、食中毒とかそういうものはの「健康危機管理」のところに入っているようですが、これまでだったらの部分の「食品の安全対策」のところで行っていたように思うんですが、その辺はどんなふうな位置づけでこういうものが出てきたのでしょうか。

金井部会長： これは事務局に、整理の考え方がいかがでしょうか。

事務局（生活衛生課長）：

食中毒の関係でございますが、食中毒は予防、それから発生時の対応、拡大を防ぐという対策がございまして、基本的には個々の食中毒につきましましてはの「安全な生活環境の確保」の中の1番、「食品の安全対策」の中に中心に入りますのでございまして、4番目の「健康危機管理」は、食中毒も含めてさまざまな災害あるいは事故、いろいろなリスクを伴いますものがございますので、それらを全体的に、あるいは総合的にそれに対する危機管理をして

いくというのが でございます。ですから、単純に食中毒対策はというふうになりますと、 の「安全な生活環境の確保」に入るということでございます。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

E 委員： 「多様化する保健課題の対応」のところなんですが、かなりいろいろな問題がここに含まれていて大変だなというのが見えるんですが、この現状の一番最後に整理されている、青少年の薬物乱用等の問題なんですが、この部分がかかなり大きな社会問題になっているアメリカなどでは教育の分野まで踏み込んでライフスキル・プログラムなんていうものが組まれて、それが総合学習の時間みたいな中でプログラムが幾つも組まれて、センターも持たれてやられている分野なんですが、これを学校保健の分野でやっていくのがかなり難しいかなと思っていて、教育との連携が必要になる部分なので、この辺のところはどんな感じで今後進めていったりする形を考えているのかということを確認させてください。

金井部会長： この点については、事務局はいかがでしょうか。

事務局（健康推進課長）：

ご指摘のとおり、地域保健と学校保健の連携の中で、薬物中毒をはじめとする精神疾患も含めてでございますが、学校の養護教諭のほうからも問題提起が出されているところでございます。具体的には、保健所の保健師と学校側の養護教諭と、こういった問題に関して情報交換を行う連携会議を現在年間1回程度行っておりますが、そういった連携会議は今後数を増やすということで、とりあえず地域保健と学校保健との連携をだんだんに深めていくことを考えてございます。

金井部会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。今のご説明ですが。

E 委員： 説明としてはよくわかりました。どちらかといったら、教育の分野にも同じこの分野に対しての対応される部分が載せられてきて、そのこの教育の部署と、起こってしまったこととか、あるいはこういった保健の部分で対応する部分が連携して問題解決にあたるような形がとれるといいと思っています。この部分は保健の部分ですので、これでいいと思います。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。政策と施策の方向なんですが。特段ございませんでしょうか。そうしますと、(3)の健康政策のところの扱いなんですが、いかがいたしましょうか。いろいろご意見もちょうだいしているわけでありましたが、さらにいただいたご意見、ある程度この政策・施策の方向の中で読み込めるというふうにも事務局等の説明では理解することもできるのですが、これについては扱いはいかがいたしましょうか。

事務局の原案がこういうふうにあるわけでありましたが、委員の皆さんのご意見というのはいかがでしょう。特段ご異論がなければ事務局の原案で、いただいたご意見はこの方向の中で読み込んでいくということになると思うんですが、いかがでございましょうか。

Q 委員： 私も今、現実に健康という中で医療の問題でいえば、ここで課題だとおっしゃっている小児医療もそうだし、高齢者についてもそうなんですが、例え

ば救急で運ばれてもたらい回し、昔ほどではないにせよ、なかなか入れないとか、ちょっと私もイメージがわからないところもあるんですが、「小児・母子医療体制の充実」という中に、小児医療の病院、例えば豊島区でいえば、今度都立の大塚病院がそれについては専門の病院の方向になるというのは聞いているんですが、それと豊島区の施策のかかわりとか、そういうことについてもどのくらい区ができるのか。

いってみれば、例えそういう専門の病院ができて、せっかく豊島区にあっても豊島区民は直接は行けなくて、どこかで病院に1回入ってからじゃないと行けない。紹介がないと行けないみたいなのが今、都立病院でありますよね。そういう問題は、東京都のそういう方針の中で、せっかくあるんだから、近いんだから地域の病院として利用することは方向としてできないんだろうかと私は思うんですが、どうなんでしょうか。

金井部会長： この点についてはいかがでしょうか。事務局、お願いします。

事務局（地域保健課長）：

今、お名前の挙がりました、都立の大塚病院ですが、こちらは東京都の、専門的な用語になりますが、二次救急医療機関という指定がされておりまして、そういう意味では救急で行って拒まれることはもちろんございませんし、地元の豊島区民が使えないということももちろんありません。

その点について私どもが今問題にしていることではございませんで、先ほどおっしゃいました、小児医療の関係でいえば、むしろこちらの大塚病院のほうに患者さんが集中してしまうといった問題を持っております。そういう意味では、大塚病院に行かないでも済むような程度の軽微な患者さんについては、もう少し地域のほうで豊島区内のほかの医療機関で受け入れ態勢を整えるというのが区としての今後の施策の方向だろうと考えております。

金井部会長： ありがとうございます。

Q委員： 具体的には、区としてどういうふうにやれるんでしょうか。今、子どもも減っていて、小児科のお医者さんをやる人が減っているというのは全国的に随分いわれているんですが、その中でどういうふうに区としてできるんでしょうか。

事務局（地域保健課長）：

もちろんまだ具体的にこうするということまではいっておりませんが、例示として申し上げます、やはり区内の小児科の先生、専門医がいらっしゃいますので、そういったところで、例えば輪番制で受け入れていただくという方向もひとつございます。あるいは現在、休日・夜間、夜間といいましても準夜帯ということでやっておりますが、休日・夜間の区でやっております医療体制を充実させるという方向もございますし、さまざまな選択肢の中から、これからどれが一番ふさわしいかということで模索していく段階でございます。

金井部会長： ありがとうございます。

Q委員： ただ、私は実は子どもがいないのでわからないんですが、救急かどうかというのは親御さんにとってみれば大体何でも救急のイメージがあるんですよね。わからない。そういう中で、もちろんひとつはかかりつけ医がいればそ

れに越したことはないんだけど、そうじゃなかったときに、やはり都立病院だの何だのとあればそこに行くと思うんですが、そういうのはきちんと受け入れてもらえるということによろしいんでしょうか。

事務局（地域保健課長）：

原則として、例えば救急の場合は当然救急車を呼ぶと思うんですが、救急で行かれれば、それは当然受け入れられると考えています。先ほども申し上げましたが、受け入れを拒まれるという事例をこちらは問題にしているわけではなくて、むしろ集中してしまうと。特定の病院に集中してしまう現状をどういうふうに緩和するかというほうが現在での課題だと考えております。

金井部会長： ほかにはいかがでございましょうか。何かありませんでしょうか。もしなければ、この扱いについてなんですが、ひとつは事務局案で今までいただいたようなご意見を基本的にこの方向で読んでいくという理解で了承することと、もうひとつ特段修正案がございましたら、それを出していただくという扱いがあるわけでありまして、いかがいたしましょうか。

N委員： 今までの議論の流れを聞いていまして、私は前者の取り扱いでよろしいと受けとめています。

金井部会長： ほかにはいかがでしょうか。そうしましたら、特にご異論もないということですので、事務局案を今いただきました意見を踏まえるという了解のもとで了承させていただくことにご異議ございませんでしょうか。そうしますと、事務局案を部会案ということで全体会のほうに出させていただきますと思います。

「２（１）生涯学習・生涯スポーツの推進」について

金井部会長： さて、次は審議の実質の２つ目、政策でいいますと４番目ということになりますが、「生涯学習・生涯スポーツの推進」というところの審議に入りたいと思います。それでは、事務局より関連資料の説明をお願いいたします。

<事務局資料説明>

金井部会長： ありがとうございます。それでは今、事務局よりご説明をいただきましたので、審議に入っていただければと思います。ご意見・ご質問、どんどんお出しただければと思いますが。

Q委員： 質問というか、ちょっとわからなくなったのでお伺いしますが、生涯学習センターについて、内容そのものはいいものだと思うんですが、社会教育委員会の会議の中では、「新中央図書館構想の中で生涯学習センター的機能を盛り込むことなどが期待される」と入っていて、公共施設の再構築では、別に生涯学習センターにするという話は全くなかったんだけど、社会教育会館として整備するとなったわけです。

それで次に、設置案の概要とあるんですが、建物は大明小学校舎を活用するとしてくださいというふうに訂正があったように思うんです。そうすると、

今ある校舎をそのまま活用してやるということが決まったということなんですか。それとも、ここは全部建物のところも含めて削るという話なんですか。

金井部会長： 個別の事業の話で、それからここでそれが施策の方向と政策とどう結びつくのかというのは若干難しい点があるかと思うんですが、とりあえず事務局よりご説明いただけますでしょうか。

事務局（生涯学習課長）：

今のご質問にお答えします。確かにQ委員がおっしゃられたように、平成13年6月と10月の言い方がちょっと変わっているというのがあるんです。

実は先ほども申しましたように、青年館というのが非常に古くなっています。昭和40年築ですから、もう40年近く経っている。その辺もありまして、そこをどうするかということも含めて、センター的なものを総合した形でつくっていこうということになりまして、大明小学校の一部を一応使わせてもらえないだろうか、という検討をしています。ここに最初に案と書いてありますように、今この辺を話し合っていくということでございます。これが決まったということではございません。

私どもとしては、案として大明小学校の跡地に学校をそのまま利用したといえますか、そのまま活用したような形で生涯学習センターをつくれればというふうに今のところ考えているということでございます。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

Q委員： 生涯学習というとすごく広くて、ここで政策として書かれている中では本当に何でも生涯学習という感じで書かれています。そしてまた、ここの課題と施策の現状の方向の中では、例えば社会的な学習への転換という中でボランティアを書かれているんだけど、ちょっとそこら辺の認識がわかりません。

ここでは、ボランティア一般を生涯学習の中で育成していこうという話なのか。それとも、いわゆる生涯学習といわれる分野でリーダーをつくっていこうということなのか。ちょっと私も混乱しているかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

金井部会長： この点についてはいかがでしょうか。

事務局（生涯学習課長）：

横バージョンの1-1-3のところを見ていただければわかるかと思うんですが、いってみればNPOとか、ボランティア全般というよりも、学習ボランティア、学習NPO、あるいはそれを組織するためのNPOといいますが、全体をまとめていく、コーディネートするようなボランティアとかNPO、この辺を育成していこうとしています。

要するに、どうしても私どもの今の認識によりますと、それぞれがそれぞれ自分たちの興味あるところを深めていくとして、ただ、それが横につながっていないということがございまして、その辺をもっともっと広げていくようなコーディネーターみたいな役割のところが出てくるといいということで、こういうことを考えているということでございます。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。この分野、大変広い分野なんです。

E委員： ちょっと確認なんです、21世紀型図書館のほうで、ITを活用して、個

人で入れられないようなデータベースなども使えるようなものができる就非常利用価値があるだろうと思います。

最初の現状認識のほうで情報弱者に対する施策が展開が不十分であるというところをどのあたりに反映されているんでしょうか。

金井部会長： 事務局、お願いします。

事務局（中央図書館長）：

今現在、図書館のシステムの中では、平成14年の1月からインターネットの検索、それから14年の11月からは予約ができるようになっていてということで、かなりインターネット系の情報機器の活用を進めたいと考えております。

情報弱者に対する施策というのは、図書館の中ではそういったような機器は使わない方に対しては、ご質問があればお答えするという形が多いとは考えております。区によっては講習会を図書館でも行うこともございますが、現在の事業の中ではそういったことはまだ実施はしてございません。

金井部会長： いかがでしょうか。あるいは簡単に言って、この政策及び施策の方向としてどういうところに入ってくるんですか。長計担当の事務局からいかがですか。

事務局（生涯学習課長）：

情報弱者のところは、特に今回意識しているのは、今、社会教育会館とか、それぞれがやられている講座の中身にそういうものを入れられないかと。例えば、区民講座であるとか、それぞれの自主グループがいろいろな活動をされています。でも、そこに来られる人じゃなくて、来られない人たちを組織できればいいということでございます。その辺の情報の弱者といえますか、いってみれば講座に来られない、あるいはボランティアにも参加できない、その辺の人たちをいかに組織していこうかと。公がそこまでいくのがいいかどうか別にして、その辺をどうやってそういうところに来ていただくか。その辺の魅力あるものをつくっていけるかということで出したものでございます。

事務局（政策経営部長）：

この情報の弱者というときには、考え方としまして、インターネット等が使えない高齢者等が生じる。そういったことに対してどう対応するかということが基本的にあるわけでございます。

そういう中では、こちらのほうでは講座等の開設によりまして、それらを現在でもフォローしているところでございますが、そういった点を強化していくことでひとつには考えていくということでございます。またさらに、施策の段階でいろいろなご議論をいただいた上で展開できればと思っております。

金井部会長： 今、ご説明いただきましたが、この点についてはいかがでしょうか。あるいは、ほかの点でも構わないのですが、何かご意見がございますでしょうか。

F委員： 生涯学習センターをつくったり、新中央図書館の建設ということで、新しい建物ができるということはよくわかるんですが、どうしても箱ものづくりを中心にとということがぬぐえないという印象を持ってしまいますので、これまで

の既存のものも確かに古くなって使い勝手が悪いということもあるかもしれませんが、やはり区民にとっては自分の地域の中にあるものはいろいろ整備しながら大切に使うことも考えていく必要があると思います。

それから、これはもう決まっていることなので仕方ないと思うんですが、こういう区有財産、例えばある程度の面積のある土地を売却するにあたって、豊島区の中でもある一定の土地、これは別に区の土地じゃなくても同じですが、最近どういう建物が建つかによって、もともと住んでいる住民の人の生活環境が破壊されるようなことでいろいろ紛糾している地域がたくさんあります。

小学校などは、地域の中にとっては災害時の避難場所になったり、あるいは木々があってある程度の空間があるということにもなりますし、その地域の人たちにとっては日照権が確保される貴重な場所でもありますから、そういったことも踏まえて、この部会ではないんですが、緑とかネットワークを形成する環境のまちということが基本計画の体系の中に位置づけられているので、そういったことも十分に考えた上で生涯学習センターの新たな方向というものも考えていただけたらと思います。

金井部会長： ありがとうございます。今のご意見についていかがでしょうか。

事務局（政策経営部長）：

箱ものづくりという印象があるというお話でございますが、確かに新図書館につきましては既に工事と申しますか、現実にその事業が進んでおりまして、その中身を、ソフトをどういうふうにしていくのかという状況にまで進んでおります。

ただ、生涯学習センター、あるいは青年館の代わりに社会教育施設でございますが、これはまだ具体的に建て直すということまで明示しているわけございません。

したがって、この施設だけではありませんが、現在の学校施設の跡施設、そういったものもできるだけ活用してほしいという区民の方々からのご要望がございますので、そういうことも視野に入れまして環境整備等踏まえて施設整備を行ってまいりたいと考えております。

金井部会長： ありがとうございます。第2点目のほうは、もうひとつの部会のほうでどこかに反映することになるんですか。よく建築紛争の原因になったりするんですが。私としてはどちらかというと、そちらのほうが専門なんですが。

事務局： 一般の都市をどういうふうにしていくのかという中で、特に大きな施設が移転をするということで、その跡に、例えばマンションが建てられるということがございます。確かに豊島区のほうでもそういうことで紛争が起こる場合もままございますが、最近では、地域の方々がそれぞれの事業者とよく話し合いをするということもかなりシステム化してきておりますので、私どもも本当に区民の方々によくご理解いただけるように、そういうことを支援をしていきたいと思っております。確かにまだまだいろいろなトラブルが起こっていることも事実でございますが、区のできる限りの中でそういうことはしていきたいと思っております。

一定の空地、あるいは緑を確保するということが大変重要なこととござい

ますので、そういった点から区のほうも申し入れているところがございます。また、区の、例えば土地の活用につきましても、これは今後の議論ということになりますが、その際には地域の環境と違和感のない形でどのような形で活用ができるのか、それらについては今後検討してまいりたいと思います。

金井部会長： ありがとうございます。関連して、ほかにご意見はございますでしょうか。

Q委員： やはり今、F委員のほうからあったように、新しいものをつくると、どんどん最先端のものを取り入れて、どんどん箱ものになっていく傾向があって、ひとつはこの中央図書館についても古い中央図書館のほうはこれでなくしてしまって、その跡地についても処分する方向だと思うんです。

本来住民にとっては、図書館サービスの充実といえば、ひとつは身近にあって本を借りにいける。それがすごく大事だと私は思うんです。確かにIT、コンピューター、インターネット、と進んでいますが、やはり紙をめくって読むという作業はすごく大事で、あるいは読み聞かせなんかも含めて、今、子どもに読み聞かせる教育なんかもやっているんだと思うんです。だから、それを絶対に軽視してほしくないというのがひとつです。この方向をやるなとは言わないんですが、見ていると大変イメージがきれいなんです、地域に本当に密着した図書館になるのかという面では、どちらかという、例えば交通の便もいいし、ビジネス支援とか、あそこに東池袋4丁目再開発ビルができて、オフィスに入るところがあれば、そこは目いっぱい利用する場所になってしまうのではないかと、そういう点では若干危惧するところも、若干というか私などはここに大量にお金をかけてばんばんやるということにはあまり賛成はできないと思っているんです。

もうひとつは、向原にある今の中央図書館はなくなってしまって、そこにあるいわゆる図書みたいなものがこちに来るわけじゃないですか。今も実は本当に区民の生活範囲に図書館があるかという、ないところもあるわけです。そういう意味では、住民が気軽に利用できる図書館というものはきちんとやっていただきたいという、それも含めての図書館のサービスではないだろうかと思っています。

それからもうひとつの後半の問題では、本当に全く同感で、はっきりいって私の家の近くの千早町のほうで平和小学校の敷地の一部を区が売ったんです。そうしたら、買ったのはワンルームマンションの業者で、いってみれば地域の住民にとっては大変不安もあったし、工事の騒音もあったし、本当に一緒に地域に、コミュニティに入ってくれるんだろうかという不安があります。それから高さとか、日照とか、大変な問題になって、これはひとつ絶対に教訓にしていってほしいと思うんです。

もうひとつは、区が建てた公共的なものなんだから周りは我慢しなさいということも、絶対建物についてはいえないだろうと。そういう面では十分に考慮していただきたいと、重ねてになりますが申し上げます。

あと図書館についてはいろいろ検討されているという話も聞いていますが、今回の地域区民広場構想の中では全く図書館については触れていないのでい

いんですが、前はちょっと数が減るようなことがあったんですが、それは絶対やめてほしいと思います。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

H委員： 生涯学習の充実というのは、これからはもう避けられないと思うんですが、3ページにあるような主目途が限定されているわけではないと思うんですが、新しいこういう主目途というものをあまり強く出してしまうと、これ以外はやらないのかということがあって誤解を受けるから、それ以外もあるということも示していただきたいというのがひとつ。

それから、こういうのを運営されていくと、会員がどうしても固定化する。そうすると、その途中に入りにくいという声が随分ある。私の周りにはお年寄りの方の声を聞いても、行ってみたいけど、今までずっと続けていた方がお友達同士になっているために、別にそのお友達同士がバリアというわけじゃないけれども、ちょっと入りにくいとみんな言うんです。それでせっかく1回行って、何か会話が弾まないということも伺っていますので、入りやすい環境をぜひ考えていただきたい。

それと、僕は中央図書館をいつも利用させていただいて、非常に感謝しているのですが、僕はもうずっと前佐藤さんという人が館長だった頃に、「豊島風土記」とか、「豊島の民話」とか、「豊島の歳時記」とか、そういう文庫本も図書館が発行で出しております。ご承知だと思うんですが、本を出せとか、そういうことではないんですが、文化活動の場として図書館は非常に大事です。

さっきQ委員からもあったんですが、中央図書館があそこへ移転すると、現在中央図書館があるあたりで使い勝手がよかった人は、やや使い勝手が悪くなるんです。この前、中央図書館が移転するのでアンケートみたいなのを取られていて、図書館の人に聞いたら、「ここの図書館機能は残してもらいたいという声が圧倒的ですよ」と言っていました。図書館を利用する人なんかを見ていると、ご老人の方も結構多いんです。だから、もう少し利用しやすい配慮をする。そのためには車で回って本の貸し出しサービスみたいなのがありますよね。図書館に行って頼まなくても、どこか近くの区の施設で頼めるとか、何かそういう手立てを講じてもらって、ファックスかなんかでもいいんじゃないかと思うんですが、そういうことをしてもらおう。

リファレンスサービスなんていうのも僕も随分利用して感謝しているわけですが、しかしあまり妥当・適切だとは思わないことが多いんです。僕が知っていることよりも知らないという。専門家なのに知らないというのは困る。ある図書資料についてちょっと調べてもらっても出てこないということが多いんです。一般書等はあるんですが、意外と専門性の高い図書に関してはそういう情報が出てこないことも多々あるので、そういうところの充実もぜひお願いをしたい。

図書館に関しては大変感謝しておりますので、よくやっていただいて感謝しております。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。

N委員： 図書館といたしますと、利用者の人的範囲とでもいうんですか、隣接区の方が利用できたり、いろいろなやり方があると記憶しているんですが、例えば

今回の生涯学習にかかわるもろもろの施設なり、またそれにかかわろうとするNPOの団体だったり、あるいは任意の学習団体とか、そういうもとの辺までの流動性というか、人的範囲というのはどう考えて、どういう形で構築しようとしているのかということをお聞かせいただきたいんです。

例えば、立教大学で公開講座があると、豊島区にありますから豊島区民は当然行けるんですが、金井先生の東大で何かあると行けるのかとか、またそういった情報提供が区外でも得られるのかとか、そういった人的な射程範囲というんですか、その辺はどんな構築を考えているのかお聞かせいただきたい。

金井部会長： 事務局のどなたかいかがでしょうか。

事務局（生涯学習課長）：

先生がおっしゃるように、例えば私どもでも豊島区内4大学あり、その中で大学講座をお互いに私どもとタイアップしながらやっていくという情報は流しますが、他区の情報なかなかこっちに入らないというのもありまして、その辺の情報の流れをつくっていくためにもいろいろ情報交換の場を設ける必要があるのだろうということで、いってみればセンター同士の交流をもうちょっとうまく密にできないだろうかということも課題だと考えております。

NPOの関係ですが、NPOとかボランティアの関係は、私どもで、まず生涯学習センターというところではその育成と、それからボランティア活動の支援ということでやっておりまして、その辺をどうやっているいろいろな事業に結びつけていくのかというのは今からの研究課題だと考えております。

N委員： 生涯学習は、先ほども部会長がおっしゃられたように、射程範囲が広い領域なんですけど、今はこだわりの方が結構意外と多いですから、そういった形での情報の整理とか、交流が大事になってくるのかなと思っておりますので、その点ご配慮いただけたらと思います。以上です。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

P委員： 生涯学習は範囲がすごく広いので、一概にすべてを語るのは大変なので、ちょっとポイントに絞ってお話しさせていただきますが、ひとつはやはり区立の小中学校を含めて生涯学習で皆さんが来る場というのはできるだけ身近にあったほうがいいわけで、1カ所の生涯学習センターというのを豊島区で真ん中につくるというイメージよりは、できるだけ住民の近くにいつでも区有施設では生涯学習の何かができるんだみたいなイメージをまずつくっていただくのが必要ではないかという気がします。

あとは、物理的に機械があって、スペースがあって、運動場があって、教室があるのはもう学校しかないわけですから、その辺が教育委員会と区長部局のすごく大きな問題といいますが、私どもからするとそういうすごいものがありますので、それをいかに、もちろん法律というものがあるとは思いますが、区民の目からすると、何で公共のものなのに教育委員会の管轄する建物はそれだけ自由がきかないのといった声というか、イメージを持っていますので、その辺の根本的なところの課題についても、もちろん法的にできる部分とできない部分あるとは思いますが、豊島区という場でできるとこ

ろについてはしっかりと垣根を取り払って、区民のためにという原点に立ってやっていただきたいというのがもうひとつ。加えて、都立高校だとか、学習院大学とか、大学についてもそういう場の提供だとか、そういったものについてはできるだけ細かく対応して、対応というか情報提供しながら、コミュニケーションを深めながら区が真ん中に立ってやっていただきたいという気がします。

もうひとつは、スポーツの中でもたくさんありますが、体育館の中でしかできないスポーツと考えますと、要町の総合体育館も非常に老朽化しているので、これは明確にある程度位置づけて、豊島区を代表するような体育館をしっかりとつくるというところから考えていく必要があるんじゃないか。同時に、小中学校というのは体育館を持っていますので、その辺の公開とか、利便性のスムーズな区民に開かれた、そういう場のつくり方というのは非常に大事になるんじゃないかという気がいたします。大体そういうところですよ。

政策の(4)「生涯学習・生涯スポーツの推進」と書いてある文言についてはまさにこのとおりですし、これをしっかりできれば素晴らしい豊島区になるという感じがいたします。あと具体的にはどう進めていくかというのはもう各論になってくると思うので、項目的には大体これでという感じがいたします。以上です。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

H委員： スポーツ、施設のことなんですが、そんなに大がかりじゃなくて簡単にスポーツをやれる場が欲しいという声が僕の周りには多いんです。例えば、キャッチボール。簡単なひとつの例でいえば、キャッチボールをやれるところって豊島区内にどのくらいあるんですか。南池袋公園に隣接したところに狭いところにつくられている。もとの牛込商業のわきのところ、千川通りのところにも細いのはあることはある。だが、あれが誰でもがやれるスポーツ施設なんてとてもいえないと僕は思います。

例えば、区営グラウンドがあります。あれは試合やなんかやる時には非常にいいと思うんですが、ふだん使われていないときがいっぱいあります。そういうときにキャッチボールやなんかで使おうとしても使えないというんです。ちゃんとしたチームがちゃんとした試合形式のようなときじゃないと使えない。履物でグラウンドを傷つけないというために、革靴じゃだめとか、そういう条件はつけても僕はいいとは思いますが、そういうものをキャッチボール1人100円なら100円でやらしたらいいじゃないかと思うんですが、区営グラウンドひとつでも有機的に利用されていない。

さっき箱ものばかりつくるといった問題がありましたが、現在あるものをもう少し有効に活用する手立てを考えるべき。そして、あまり大げさじゃなくてもやれるスポーツ活動の場を広げることのほうが区民の健康には役立つんじゃないかと思います。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

Q委員： 「総合型地域スポーツクラブの推進」なんですが、よくドイツとか、諸外国はこういうものがあって、地域クラブをずっとつくってきて、それがオリンピックだとか、オリンピックだけじゃないんですが、国民の運動の中心に

なっていると聞いています。だから、すごく理念はいいと思うんです。そしてまた豊島区の場合、特に中学校の部活というのが位置づけがだんだん変わってきて、あるいは学校の先生の対応も大変だとかいろいろなことがあって、こういう方向になっていくのは流れなのかとは思うんです。ただ、若干補助金は出ているんだけど、これは例のサッカーくじかなんかのお金がぐるっと回ってくるやつかなと思っていて、いつまでもあてにできないんじゃないだろうかという不安があるんですが、その辺中途半端な勉強で申し訳ないんですが、どうでしょうか。

事務局（スポーツ振興課長）：

おっしゃるとおりで、この補助金は日本体育・学校健康センターがお出しになっている、通称スポーツ振興くじ（toto）からいただいております。これは時限的なものでございまして、今のところ最長7年間で補助金が使えなくなるといったものでございます。

Q委員： 今いろいろな施策がサンセット方式だとか何だとかいって、立ち上げにはお金を出すんだけど、一定期間来ると削られると。そうすると現実、例えば豊島区でも運営費の何%を補助してと、この金額なんかも出ていますが、これが具体的にどういうものに使われているのかというのもあるんですが、7年間経ったらできなくなったというふうになってしまうと、これはまた大きな問題だと思うんです。

いろいろなボランティアとかそういうのでずっと運営していくこと自体はいいと思うんですが、ボランティアだけで全部できるかということ、そうでもないところもあって、それを誰がどこで責任を持ってやっていくのかというのが私はちょっと不安なところがあります。ここにはそういう意味の不安を持ってございまして、そういう問題についても途中でほうり投げることもないようなやり方をぜひやっていただきたいと私は思っているんですが、今、区のほうではどういうふう考えているんでしょうか。

金井部会長： スポーツ振興課長、どうぞ。

事務局（スポーツ振興課長）：

Q委員のおっしゃるとおりで、7年間しか補助金がもらえませんが、私どもは立ち上げ時から、先ほどご説明したように、総合型地域スポーツクラブの一番大きな特徴といえると思うんですが、自主運営が原則だということでございまして、いずれは自主運営が何とかできるような形で、今から準備をしているところでございます。

具体的には、使っている経費については、今のところ中学校を拠点にしてございまして、会場使用料等は持ち出しというものはございません。したがって、経費としてあるのは、消耗品、それから会を運営する通信費、指導者等への若干の謝礼、こういったところでございまして、ここでも経費として書いてありますが、大体100万円弱ぐらいで運営されると思います。

したがって、今、会員が80とか、90でございまして、これをさらに7年間の間に自主運営ができるぐらいの会員を拡大していきたいということで努力しているところでございます。

Q委員： そうすると、会員が増えれば自主運営できるみたいな印象を今、得たんで

すが、大体何人ぐらいになればできるんだろうと区は考えているんでしょう。  
金井部会長： 個別の話はまた個別のところで行ったほうがいいと思うんですが、もし区側から何かご説明があればお願いします。

事務局（スポーツ振興課長）：

自主運営の場合は、会費をとって、そのスポーツクラブを運営していくということになりますから、ある程度人員がそろわなければ運営できません。私どもが今想定しているのは、ほかのスポーツクラブ、全国でいろいろ展開されるところなんです、大体 500 から 1,000 ぐらいの会員数で行っているところが多いので、私ども 500 ぐらいは会員を拡大していきたいという目標は持っています。

Q委員：

現実問題どんなふうになっているかが不安なんです、先ほどちょっと言いましたが、あとは自分でやりなさいとなってしまうと、これは計画としてどうなのかというところで若干心配なんです。

だから、施策の方向としては気持ちはすごくよくわかるんですが、最初にもちょっと言ったんですが、どこまで区がかかわっていくのか。やったからにはきちんと最後まで面倒見るなり何なりしなければ、無責任になってしまうのではないかと私は思っています。

金井部会長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。大分時間も取ってはいるんですが、先ほどの案件と一緒にありますが、この扱いを部会としてどういうふうにしていったらよろしいでしょうか。

ちょっと議論が個別の事業のご説明もあったということで、個別の議論も非常に深くできたかと思うんですが、同時に施策の方向としてどういうふうに進められるのか、読み込めないのか、あるいはここで出てきたようなさまざまなご意見をどういうふうにご理解していくのかということとかがわかるのですが、いかがいたしましょうか。

先ほど木下委員がおっしゃられましたように、基本的に言葉としてこういうものは十分書き尽くされているのではないかというお考えもあるかと思うんですが、その上で委員の皆様からいろいろな意見が出て、それを読み込んでいくということになるかと思いますが、いかがいたしましょうか。

H委員： 施策の方向ですが、先ほどから僕は申し上げているんですが、使い勝手がいいという方向をぜひ入れてもらいたい。

金井部会長： そうしますと、今、H委員からある意味でひとつの修正提案とご理解してよろしいのかと思うんですが、どういたしましょうか。この場で修正をしてもいいんですが、後日修正案を出していただいたほうがよろしいかと思うんですが、いかがいたしましょうか。

あるいはほかに、H委員以外に修正のご要望がありますでしょうか。修正提案という感じですが、もちろんきょうの議論で出たものは、ひとつの了解としてテイクノートはされていくわけでございますが。

Q委員： 実は、この2番目の「個の学びから社会的な学習活動への転換」というところが私はまだどうも理解できないところがございます、確かにこれはす

ごくいいことなんです、これについて支援をしていくというのは、ひとつ新しい方向なのかどうかというのをもう1回ちょっとご説明いただけないでしょうか。前からこういう方向性が出ていたのか、その辺のところはちょっとわからないんですが、質問になるんですが、どうも自分の中ではっきりしないところがあるんですが、大変いいことのようにも思えるんですけども、やはりこういう要求があって初めて出てくるのかなとか、どうなんでしょう。

ひとつは、かなり動機づけ的なところがあると思うんです。行政のほうから学習ボランティア、それからNPOの育成と連携ということでは、私も専門じゃないからよくわからないというところが実際なんです、NPOの育成といってもいろいろなNPOが現実にはありますよね。福祉のNPOもあれば、いろいろなまちづくりのNPOもあるし、それから環境問題に取り組むNPOもあればものすごく範囲が広がっているんですが、そういうものをやはり生涯学習の中で育成していこうという方向なのかどうかと。それならそれでいいとは思いますが、本当にそれが行政としてできるのかと思っているのですが。

金井部会長： いかがでしょうか。先ほど事務局がお答えになったのではないかと記憶しているのですが、事務局サイドはいかがですか。

事務局（生涯学習課長）：

先ほどお答えしたんですが、ちょっと言葉不足だったかもしれません。実は「学習ボランティア・NPOの育成と連携」と書いてあって、今回の時間の中で入らないということですが、想定される事務事業を見ていただくと多少イメージがわくのかもしれません。

新しい事業と、今ある事業の合体したものということなんです、例えばグループリーダー講習というのは、地域でボランティア活動をしていただく人たちを育成する講習を、もう20年もやっているような事業なんです。この辺を地道にやっていきましょうというのと、それからPC指導ボランティア講習等と書いてあるのは、この辺は今のところまだPCの指導できるような人たちは育成していないということと、次の生涯学習人材情報誌の発行、これも平成6年からやっているんですが、これに厚みを持たせる。

ただ、事務事業としてはこの3つしか挙げていませんが、もうひとつ重要なのは、学習ボランティアといいますが、それぞれの学習にとどまらない、それらをコーディネート・調整できるボランティアとかNPOも育てほしい。それは別に行政がつくるというのではなくて、自分たちが育っていくだろうと。それを支援することができればいいということでございます。以上でございます。

Q委員： 私の頭はまだ混乱はしているんですが、悪いものじゃないとは思いますが、理解ができないとすっきりしないので、ごめんなさい。

金井部会長： もちろん理解するまでご質問されるというのはそのとおりだと思いますが、ある程度ご質問尽くされて、将来的にはH委員のほうからも修正意見が出るということでございますので、もし何かありましたら出していただいて、その上で最終的にこの場で議論したいと思うのですが、いかがですか。

H委員： 今の「個の学びから」という言葉ですが、これもちょっと言葉としてはあ

まり練れていないような言葉ですが、もう随分前だと思うんですが、以前区の社会教育かなんかのほうから講師を引き受けてくれるかという調査みたいなのがあったような記憶があるんですが、こういう生涯学習なんかやったときに、自分たちがこういう勉強をしたいと。どういう先生が近くにいるのか、ボランティアなのか、有料なのかは別としても、そういうものを個の学びから社会的な学習活動へと広げるためには、区に相談すれば、生涯学習課ですか、そういうところへ相談すれば適切な講師の紹介というものが図られるということは現在行われているんですか。

金井部会長：事務局はいかがですか。

事務局（生涯学習課長）：

今もやっております。

H委員：そうですか。それは頼めばお願いできるわけなんですか。

事務局（生涯学習課長）：

私どもに登録していただいております、それぞれどういうものができる、どういうものが教えられる、どういうところに行ける、そういう条件を書きいただいております。その辺のストックをもとにして、ご希望があればその人たちを検索してご紹介するというのをやっております。

H委員：そういう講師に関しては、新しく次々に優れた人材が育っていると思うんですが、そういう方への呼びかけはちゃんとされているのでしょうか。区民全体に。

事務局（生涯学習課長）：

はっきりいいますと、広報といいますが、その辺がうまくいってないかもしれません。登録はしているんだけど、それを使われる方が、例えば電話とか何かで問い合わせが来ると、それを紹介していくという形をとっているんで、こういうものがありますよという積極的な広報をしていないという点ではイメージと違うかもしれません。

H委員：人名はいいんですが、こういう勉強をすることが可能ですよ、という一覧みたいなのはぜひ出してほしいと思います。お願いします。

金井部会長：ほかにはいかがでしょうか。もしなければ、一応議論をしたということで、次回には修正案等をいただいて、その上で最終的に部会としての判断をさせていくということになるかと思うので、もしご意見があれば事務局を通じてお出しただければと思います。とりあえず、「生涯学習・生涯学習スポーツ」のところは審議を終わらせていただきたいと思います。修正案が出た上で、部会としてどういうふうに決めるかということをお次回以降に持ち越すということにさせていただければと思います。

## 「2(2)子どもの権利保障」について

金井部会長：審議が、司会進行の不手際か、あるいは自由闊達な意見が出て大変よろしいと言ったべきかはともかくとして、時間がかなり超過してしまって申し訳ございませんが、続きましては次の政策のまとめであります、「子どもを共に育むまち」のうちのひとつ目の「子どもの権利保障」についてまず審議に入

りたいと思いますので、事務局より関連資料のご説明をいただければと思います。

< 事務局資料説明 >

金井部会長： ありがとうございます。それでは、事務局よりご説明をいただきましたので、ご審議をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

Q委員： まずひとつは、安全な生活の保障というか、いわゆる児童虐待、子どもの虐待の問題なんです。簡単にいうと母親と一緒に子どもも夫の暴力を受けているような場合は母子ということで、それはいわゆるドメスティック・バイオレンスみたいな形でかなり保護の方向も進んでいるんですが、虐待された子どもの緊急避難場所が足りないという話を聞いているのですが、それはまず事実についてはどうでしょうか。

金井部会長： いかがですか。

事務局（子育て支援課長）：

子どもの緊急避難ということになりますと、私どものほうでは東京都の児童相談センターに通告いたしまして、東京都の児童相談センターのほうで保護施設がございますので、そちらで緊急的には保護するということになると思いますが、この施設も数が限られておりますので、昨今豊島区内におきましても児童虐待が非常に増えている現状がございますので、こういったケースがさらに増えることが予想される中では、施設が足りないということがいえるかと考えております。

Q委員： やはり総合的には意識改革とかいろいろなことをやっていけばいいんですが、緊急にその子どもを助ける場というか、やられているときに止めるというか、そういう場というのは絶対に必要だと思うんです。「サポートシステムを構築します」というところに含まれてはいるんでしょうが、何か「サポートシステム」というと、区はコーディネーターで、どこかにつなげばいいみたいになるんですが、やはりそういう問題についてきちんと対応してほしいと思うんです。

子どもの権利とかそういうかたい話だけではなくて、そういう子どもが現状増えているという中では、ぜひこれはやっていただきたいと思うんですが、「サポートシステムを構築します」という表現では、ちょっと弱いのではないかと。もっと具体策を今、緊急にやっていく必要があるのではないかとひとつ思います。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

Q委員： 実はこれをみていきますと、後ろをずっとみても児童館事業というのは想定される事務事業の中にはなくなっているんです。それでどこに言葉があるかという、「遊びと交流の保障」の中に、児童館が子ども施設として果たしてきた役割は大きいですが、いろいろ問題があるというところに出てきて、利用しやすい施設・事業へと再編していくべき時期にあるというのが課題の後ろの補足になっているんですが、児童館事業はやらないという方向で今考えているんでしょうか。

金井部会長： いかがですか。事務局、お願いします。

事務局（子ども課長）：

児童館の事業は、0歳から18歳までの子どもさんたちの居場所として今あるんですが、児童館の看板はなくなるんですが、中身の機能、例えば乳幼児の子どもさんと親子の遊び場、広場、それから小学生の居場所、中高生の居場所につきましては、分散はいたしますが、その中身はより発展して、例えば乳幼児の居場所については今現在は当然子ども支援センターだけですが、それがドロップインセンターになれば数が増える計画になっておりますので、より発展的に児童館は変わることになっております。

Q委員： つまり、この間の区民広場構想の中で、実は一番大きな問題はここだったと思うんです。この間はちょっと言いませんでしたが、いわゆる児童館はなくなって、ことぶきの家もどうもなくなりそうなんですが、児童館が0歳から18歳までやっていた機能は、例えば中高生はティーンズ・プラザ、小学生は学校の放課後授業、そして乳幼児はドロップインセンターということで、児童館だった場所があればそこに若干残るのかもしれませんが、本当にそれでいいのかと。私は、まずいだろうと思うんです。この間も申し上げましたとおり、いろいろな総合的なことをやる場所が新たにできるのであれば、そっちのほうがいいという人はそっちが選べるんです。つまり、利用層が錯そうしているという面では、学童の子どもたちが帰ってくるとばたばたして、乳幼児のお母さんたちはそこにはいられないという問題があるんだろうけれども、じゃあ、そういうのが嫌だからドロップインセンターに行きましょうという感じでは、そこで人がきちんとしてやっていればまだいいんだと思うんだけど、必ずしもよい面ばかりではないと思います。例えば乳幼児のときから、子どもが幼稚園に入る前のときからお母さんたちが行って、お母さんたちはそこで相談をして、あるいは今度は小学校に入ったら、学童で預けてそこでまたいろいろな相談をして、そしてあるいは学童でなくても、放課後の子どもたちがそこに来て相談をして、あるいは子ども祭りという形で今、児童館はかなり年齢を広げて、小学生だけではなくていろいろな子どもたちが行事をやっているんですが、中高生になったときにそれにボランティアに来たりということで、私としては今の児童館が子ども施設として果たしてきた役割というのは大きいというところは絶対あるし、これからもそういう異年齢の子どもたちの施設としては大変重要な施設ではないだろうかと思うんです。

いろいろな答申の中に、例えばこの間区民広場構想の中で、ドロップインセンターが欲しいとか、放課後授業が欲しいとか、そういう需要はあるんですが、児童館はいらないという議論はどこでもされてないように思うんです。誰もそういうことは言ってない。でも、この方向でいくと、児童館はなくなってしまふ。そういう施策が、結局「遊びと交流の保障」の内容としては絶対にふさわしくないのではないかと。「子どもの成長に応じた自由な遊びや交流の場を整備します」というこの言葉の中にある意味を考えると、そうやって子どもたちをかなり分断してしまう表現になっているのではないかと、のところ、ちょっとそこは問題だと思うんですが。

金井部会長： いかがでしょうか、今のご意見ですが。

P委員： 毎回同じことを言って申し訳ないんですが、施策の方向に掲げられている、  
、  
については、表現としたらこういう表現しかないんじゃないかという感じで、何にも異論を挟むことはないということ。先ほどQ委員から、児童館のことについての意見がありましたが、それは要するに補足のところにもドロップインセンターだとか、ティーン・プラザとか、プレーパークだとかで、ニーズに合わせてやっていくということなので、私としてはこの想定される事務事業の中に児童館の名前がないということで目くじら立てるのは毛頭ないところです。

それよりやはり子どもに対する権利の確立というところで、意識啓発をどうやって具体的に進めていくかということが非常に大事な原点になってくると思っていますので、その辺の取り組みについてしっかりとやっていく必要があるのではないのかと。だから、文章の表現としてはこれでいいのではないかと思います。

金井部会長： ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。

H委員： ピンク色のこの答申を読むと、ここの中身にくちばしを入れるのはあまり妥当ではないと思うんですが、これは先ほどのご説明だと、子どもというのは0歳から18歳未満ということでしたが、ほとんど児童・幼児にかかわる内容なんです。

中学校以上の子どもたち、ことに後期中等教育なんかに入ろうとする子どもたちの中で、今ひきこもり問題なんていうのも大分出ているし、それから僕は知り合いの人の登校拒否児のことを頼まれて何とかしようと思って悪戦苦闘、それはもう大変なんです、やはり少年相談センターなんかに行くと、大体一番最初は薬を飲めと言うんです。うつ病だというので。ところが、女の子にそれを飲ませると、ホルモンの関係でとんでもないことが起こってしまう。足が象の足みたいに太るんです。そんなことになったら、それじゃなくたって不登校の子は余計登校拒否になる。安易に子どもの相談センターに送ればといいというような考え方は非常に危険なんだ。

先ほど、子どもの駆け込み寺みたいなところをとということもありましたが、そういう組織があるからそれに頼ればいいというのは、豊島区らしいきめの細やかな施策にならないと思います。引きこもりの子どもやなんか親も本当に困っている。年齢も16、17なんてなったら親の力でどうにもならないということが現実です。そして、どうしていいかわからない、途方に暮れている。

このような問題に関して、単にシステムを構築しますと、ここは引きこもりというのは書いてないんですが、不登校児やなんかの現象が起こってくる根っこのところには、陰湿ないじめがいつも介在している。そして、これは僕も中学校にいた経験があるのでちょっとわかるところがあるんですが、小中学校が続いているために小学校のいじめが中学校にまで継続してしまうんです。こういう問題もある。

そのために、これは学校教育の問題とも、通学区域の問題ともかかわってくる重要なところがあるので一概に言えないんですが、もう少しそのとこ

ろの施策の方向に、引きこもりの子ども、登校拒否の子どもに関する何かをつけ加えなければいけないんじゃないか。少し考えて後でまた修正案というんじゃないですが、自分の考えを文書にして事務局のほうへ出してもいいとは思いますが。

金井部会長： ありがとうございます。できれば修正案として出していただいたほうが、最終的にどういうふうな部会としての文言をまとめるかというのを決めるときには大変役に立ちますので、もし引きこもりを明示したほうがいいというご意見があれば、むしろ出していただいたほうが審議には有効だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。

F委員： 「遊びと交流の保障」というところで想定される事務事業が、子どもたちのそれぞれの年齢に合わせた形で事業が起こされているんですが、逆にいうと、今、核家族で兄弟も少ないということがありますから、子ども時代に違う年齢の人間交流を持つということも、子どもの発達成長においてはとても重要なことだと思いますので、地域の中で年齢に応じた対応をする事業もあるんだけれども、異年齢という、年齢を超えて地域の中で子どもたちが交流できるような事業もあっていいんじゃないかと思います。

金井部会長： ありがとうございます。

E委員： 項目としましては、ポイントを抑えていると思うんです。それで具体的な内容に入りますと、いろいろ多分出てくる。今も虐待の問題は非常に大きいですし、「遊びと交流の保障」については、豊島区は都市型で少子化の問題があり、全国的に安全性も問題になっています。

重要なことは、恐らくどこの管轄とか、そういうのは家庭と子どもにとってはあまり関係のないことで、子どもと家庭から見て利用しやすいところというものをつくっていくことだと思いますが、枠組みとしてはこれでよろしいんじゃないかと私はみえます。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。もしなければ、このような政策・施策の方向で文言として十分ではないかというご意見と、それからある意味で施策の方向レベルにまで、例えば引きこもりなら引きこもりは頭出ししていくかというご提案もございました。

あるいは、「遊びと交流の保障」という文言で児童館を廃止するという方向は読み込めるのか、それともそうではないというのか、そこら辺の了解を含めた意味でこの文言のままにするのか、あるいはもっと明確に具体的化して表現するのかということが、恐らく最終的に部会として決めなければならない点だと思います。本日いろいろご意見をいただきまして、H委員のほうからも修正提案を出したいというご要望をいただいておりますし、あるいはE委員やP委員からは、このままでも十分書き尽くされているのではないかというご意見もいただいておりますので、これは修正案をお出しいただいた上で後日、部会として方向を決めさせていただくということによろしいでしょうか。とりあえずこの件は継続ということにさせていただければと思います。

既に8時50分になろうかと思うんですが、いかがいたしましょうか。本来ならば6番目の「子育て環境の充実」というところの審議まで司会進行役と

してはしなければならないとされているのですが。あるいは説明だけとりあえずいただいて、後日に、今日のように審議という形でもいいんですが、どういたしましょうか。

P委員： 審議するときにご説明いただいた方がよい。

金井部会長： もしそうであるというふうにすれば、本日の審議は、予定のところのまでいかなかったというのは進行役としては大変忸怩たる思いがあるわけですが、逆に自由なご意見がたくさんいただけたということで大変よかったですのではないかと考えております。

## (2) その他

金井部会長： それでは、この辺で審議の本体の中身はおしまいということですが、このような進行状況からみますと、さらに修正案が出た上で議論しなければいけないということと、しかも今日は行くべきところまで行き着かなかったということもございまして、恐らく次回1回でまとめればまとまったで大変ありがたいんですが、ひょっとしたらまとまらないかもしれないということもございまして、4回目の日程調整をしなければならないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

としますと、全体会の日程のイメージもございまして、もうひとつの部会との進行のバランスもございまして、なるべく10月中に進めたいと思うのですが、次回第3回の予定というのが10月10日にございまして、その次ということですが、私の日程を言わせていただければ、10月23日の木曜か24日の金曜日の同じような時間をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。どちらのほうがよろしいでしょうか。24日はE委員はだめで、23日はF委員がだめとなりますと、こういうのが一番困るんですね。そうしますと、私の個人的な事情で決めさせていただければと思いますが、23日は実は大学の会議があって遅刻する可能性もないわけではないので、24日のほうにさせていただければと思います。E委員には申し訳ないんですが、24日の6時半からです。終了時刻はこの部会の進行状況からみて、やはり遅くなるであろうということはお覚悟いただければと思います。

では、24日の6時半からということとさせていただきます。それでは最後に、事務連絡がございまして事務局のほうからお願いいたします。

事務局： 日程の関係なんですが、たいへん申し訳ございませんが、24日が区側のほうがちょっと……。

金井部会長： 区がだめでした？

事務局： 申し訳ございません。全員ではないんですが、「あなたと区長のホット・ほっと区民集会」で新税の問題という形になりますので、政経部長、広報課長、総務部長、理事者が全員そろわないという状況がございまして、私はおりません。よろしいですか。じゃあ、決めていただいた日程で。

金井部会長： じゃあ、24日で、事務局側にはご負担になるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

事務局： それでは事務連絡でございます。次回日程でございますが、10月10日金曜日午後6時半から。会議の場所でございますが、この会場ではなくて、同じ4階でございますが、第1委員会室というところを予定いたしてございます。次回までの資料配付の予定でございますが、10月7日頃までにはご配布を申し上げたいと存じます。

その関係上でございますが、修正案のご提出を予定されている委員さんにおかれましては、前日の10月6日までをお願いをできればと思います。

なお、先日資料をお配りさせていただきました際に、資料の提出方法等につきましてもお願いをいたしてございます。メールもしくはフロッピーでということ为原则としてございますが、ファクシミリ等で送られる委員さんにおかれましては事務局で打ち直しをさせていただきますので、それをご了解いただきたいと思ひます。

それから9月22日月曜日でございますが、第2部会が開催をされます。午後1時半からでございますが、傍聴を希望される委員さんにおかれましては事務局のほうにご一報いただければと思ひます。連絡事項は以上でございます。

金井部会長： 部会長からも、審議の都合上、修正案のある方はぜひ文書で出していただかないと、どういうふうになを決定していいのかわかりませんので、ぜひそこはご協力お願いできればと思ひます。

それでは、毎度毎度で申し訳ございませんが、長時間どうもありがとうございます。これをもちまして、本日の部会を閉会させていただければと思ひます。どうもお疲れさまでした。

(以上)

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 継続審議</li><li>・ 第3回日程 10月10日(金)午後6時30分に決定</li></ul>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"><li>- 2 - 1 施策の体系における現状と課題</li><li>- 2 - 2 施策の体系における現状と課題 - 関連資料</li><li>- 2 - 3 生涯学習・子育てに係る事務事業一覧</li></ul>
その他	